# 明監報第21号

# 水道事業定期監査及び行政監査結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成26年(2014年)10月24日

明石市監査委員 林 郁 朗

同 星川 啓明

同 辰 巳 浩 司

# 水道事業定期監査の結果について

## I 監査の対象

水道部

総務課 営業課 工務課 浄水課

# Ⅱ 監査の期間

平成26年8月27日から平成26年10月24日まで

### Ⅲ 監査の範囲

平成26年6月末日現在における財務に関する事務及び経営に係る 事業の管理状況

### IV 監査の方法

水道部各課から予算の執行状況、物品の管理状況等について、資料の 提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員 の説明を聴取し、財務会計処理が法令等に基づき適正に行われているか、 事務の執行が計画的かつ効率的に行われているかについて監査を実施 した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 予算の執行等
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 補助金
- (5) 貸付金
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) 文書事務
- (9) 出張命令

### V 監査の結果

当事業は、地方公営企業法の適用を受け、常に経済性を発揮するとと

もに、公共の福祉を増進することを基本として運営されているところである。

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況を中心に実施したのであるが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかし、次のような事例が見受けられたので、検討のうえ、改善措置 を講じられたい。

また、別途改善の検討を指示した指摘事項についても、改善措置を講じられたい。

### 1 収入事務(水道料金)について

当事業においては、明石市水道条例に基づき、水道使用者から使用量に応じて料金を徴収している。

水道料金の平成26年6月末現在の収入状況は、次表に示すとおりである。

15	· 分	調定額	収入 済額	収入率	収入未済額
区分		(円)	(円)	(%)	(円)
	現年度分	1, 476, 072, 341	901, 077, 955	61.05	574, 994, 386
	(前年同時期)	(1, 472, 435, 096)	(903, 866, 933)	(61.39)	(568, 568, 163)
水 道	過年度分	566, 460, 670	490, 421, 893	86. 58	76, 038, 777
料金	(前年同時期)	(581, 319, 565)	(495, 265, 013)	(85.20)	(86, 054, 552)
	計	2,042,533,011	1, 391, 499, 848	68.13	651, 033, 163
	(前年同時期)	(2,053,754,661)	(1, 399, 131, 946)	(68.13)	(654, 622, 715)

注 水道部提出資料による。

水道料金の収入未済額は、6月末現在で現年度分は 574,994,386円、 過年度分は76,038,777円となっており、収入率は、それぞれ61.05%、 86.58%となっている。

未収金対策としては、督促状や催告書の送付、電話催告、夜間の催告や徴収などを実施しており、また、長期滞納者に対する給水の停止を積極的に行うなど収入率向上の努力が続けられているところであるが、なお多額の収入未済が生じている。

今後も財源の確保と負担の公平を期するため、引き続き長期滞納者 に対する積極的な徴収を行うことはもとより、新たな収入未済の発生 防止に向けての取組を強化し、より一層の収入確保に努められたい。

## 2 固定資産の管理について

明石市水道事業会計規程によれば、主管課長は、所管する固定資産 が不用となったとき等には、固定資産の用途廃止に係る公営企業管理 者の決裁を受け、総務課長に引き継がなければならないとされている。

工務課が所管する固定資産を実査した結果、用途廃止の手続きを経ず、すでに固定資産を撤去されている事例が見受けられた。当該固定資産については、用途廃止の手続きを行ったうえで、速やかに除却処理を進められたい。

# 水道事業行政監査の結果について

## I 監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」

(選定の理由)

本市においては、市職員が職務の遂行上やむを得ず、地域団体等の公金以外の現金等(以下「準公金」という。)を取り扱っている事例がある。このような準公金は、法令の規定を根拠に管理をしているものでないことから、明石市水道事業会計規程も適用されていない。

また、準公金について、その取扱いに関する統一的なルールはなく、 所管部署がそれぞれ独自に管理されているのが現状である。

しかしながら、こうした準公金は、公金と同様、適正に管理されていなければならず、管理上の問題があれば、市の責任が問われることになる。

そのため、準公金の取扱いに関する事務について、行政監査を実施することとした。

## Ⅱ 監査の期間

平成26年8月27日から平成26年10月24日まで

#### Ⅲ 監査の範囲

監査事務局の予備監査時点における準公金の取扱いに関する事務

## IV 監査の方法

事前に行った「公金外現金等の取扱いに係る実態調査」の結果に基づき、水道部各課から関係書類等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により、監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 準公金の取扱状況について
- (2) 準公金の取扱金額について
- (3) 準公金の管理状況について
- (4) 準公金の事務処理について

# (5) 今後の取扱いについて

# V 監査の結果

水道部で取り扱っている準公金のうち、浄水課1件の監査を実施した 結果、おおむね適正に執行されているものと認められ、事務処理上、特 に指摘する事項はなかった。

なお、別途改善の検討を指示した指摘事項については、改善措置を講 じられるよう要望する。